

【留意事項】

- (1) 運用容量値は、電圧や系統安定度などの制約により、変わる場合があります。備考欄をご参照願います。
 ※1 1回線送電線(1バンク運用)のため1回線(1バンク)設備容量を記載
 ※2 3回線送電線(3バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し2回線(2バンク)分の容量を記載
 ※3 4回線送電線(4バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し3回線(3バンク)分の容量を記載
 ※4 5回線送電線(5バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し4回線(4バンク)分の容量を記載
 ※5 1回線(1バンク)故障時の電源抑制や系統切替を前提に時間を限定して使用できる設計上の熱容量を考慮
 ※6 ループ系統構成(電源線を含む)を考慮
- (2) 空容量は目安であり、系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、空容量が変更となる場合があります。
 (3) 原則として熱容量に基づき空容量を記載しております。その他の要因(電圧や系統安定度など)で連系制約が発生する場合があります。
 (4) N-1電制適用可否欄には、熱容量制約の解消を目的とした当該設備へのN-1電制の適用可否の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可否が変更となる場合があります。適用不可の場合の理由は以下のとおりです。
 #1 基幹ループ系統のため
 #2 1回線送電線のため
 #3 1バンク変電所(分割運用等含む)のため
 #4 配電用変電所のため
 #5 安定度制約のため(制約が確認できているもの)
 #6 2回線送電線の分割運用等のため
- (5) N-1電制適用可能量欄には、熱容量制約の解消のため当該設備にN-1電制を適用した場合の適用可能量(上位系考慮なし)の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可能量が変更となる場合があります。
 (6) 平常時出力制御が必要となりうる設備欄は、平常時出力制御が発生する可能性について、想定潮流の合理化の考え方に基づいた将来の発電機出力・電力需要から想定し、該当設備を記載しております。
 * https://www.nccco.or.jp/access/oshirase/2017/180330_souteichoryu_gourika_shiryoutai.html
 (7) 発電設備等が連系する変圧器によっては、別途バンク逆潮流対策が必要になる可能性があります。
 (8) 3年以内に増強した系統へ連系する場合は、空容量の範囲内であっても、増強工事費の一部を負担いただくことがあります。
 (9) 社会的に影響を与えることが懸念される重要施設への供給系統に関する情報や、電力供給契約が特定できるような第三者情報などについては、公開しておりません。
 (10) 個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電源線や専用線等であり、設備容量運用容量、N-1電制可否、N-1電制可能量を非公開とする設備は、備考欄に「◇」を記載しております。

【28 霧島、都城地区】

送電線No	送電線名	電圧(kV)	回線数	設備容量(100%×回線数)(MW)	運用容量値(MW)	運用容量制約要因	潮流方向	予想潮流(MW)	空容量(MW)		N-1電制適用可否	N-1電制適用可能量(MW)	平常時出力制御の可能性	平常時出力制御が必要となりうる設備		備考
									当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系等設備	
1	南宮崎線	220	2	1,952	1,024	熱容量	高野sws → 南宮崎	558	—	—	不可 #1	—	—	—	—	
2	宮崎分岐線	220	2	2,896	1,447	熱容量	宮崎 → 高野sws	-554	—	—	不可 #1	—	—	—	—	
3	高野線	220	2	2,472	1,297	熱容量	南九州 → 高野sws	426	—	—	不可 #1	—	—	—	—	
4	霧島分岐線	220	2	2,472	1,297	熱容量	南九州 → 霧島	-567	—	—	可	1,175	—	—	—	
5	都城線	220	2	1,952	1,024	熱容量	高野sws → 都城	-415	—	—	可	1,175	—	—	—	
6(1)	都城野方線	110	2	170	97	熱容量	都城 → 野方	-183	—	—	可	0	有り	—	変電所No.2(2)	上位系(変電所No.2(2) 都城変電所系変)による制約
6(2)	大淀都城線	110	2	170	97	熱容量	都城 → 大淀川第一sws	-155	—	—	可	15	有り	対象	変電所No.2(2)	上位系(変電所No.2(2) 都城変電所系変)による制約
7	末吉分岐線	110	2	170	97	熱容量	都城 → 末吉	-50	—	—	可	73	有り	—	変電所No.2(2)	上位系(変電所No.2(2) 都城変電所系変)による制約
8	大淀二細野線	110	2	158	90	熱容量	大淀川第一sws → 細野/大淀川第二	-66	—	—	可	68	有り	—	変電所No.2(2)、送電線No.6(2)	上位系(変電所No.2(2) 都城変電所系変)による制約
9	高原分岐線	110	2	262	137	熱容量	大淀川第一sws → 高原	-26	—	—	可	125	有り	—	変電所No.2(2)、送電線No.6(2)	上位系(変電所No.2(2) 都城変電所系変)による制約
10	大霧えびの線	66	2	158	82	熱容量	大霧 → えびの	-117	—	—	可	41	有り	対象	変電所No.3(1)、送電線No.12	上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約
11	横川分岐線	66	2	76	43	熱容量	大霧 → 横川	-54	—	—	可	22	有り	対象	変電所No.3(1)、送電線No.10、送電線No.12	上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約
12	霧島大霧線	66	2	294	178	熱容量	霧島 → 大霧	-264	—	—	可	0	有り	対象	変電所No.3(1)	※5 上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約
13	牧園分岐線	66	2	76	43	熱容量	霧島 → 牧園	-36	—	—	可	33	有り	—	変電所No.3(1)、送電線No.12	上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約
14	霧島S線	66	1	51	58	熱容量	霧島 → 他社	-39	—	—	不可 #2	0	有り	対象	変電所No.3(1)	※1 上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約
15	霧島隼人線	66	2	294	154	熱容量	霧島 → 隼人	-41	—	—	可	140	有り	—	変電所No.3(1)	上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約
16	隼人帖佐線	66	2	208	109	熱容量	帖佐 → 隼人	-66	—	—	可	99	—	—	—	上位系((29 鹿児島地区)(送電線)No.3 鹿児島帖佐線)による制約
17	霧島国分線	66	2	208	109	熱容量	霧島 → 国分	-97	—	—	可	99	有り	—	変電所No.3(1)	上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約
18	鹿児島霧島T線	66	1	32	32	熱容量	国分 → 他社	-32	—	—	不可 #2	—	有り	対象	変電所No.3(1)	※1 上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約
19	霧島妙見線	66	2	260	130	熱容量	霧島 → 妙見	-130	—	—	可	130	有り	対象	変電所No.3(1)	上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約
20	都城志和池線	66	2	260	130	熱容量	都城 → 志和池	-97	—	—	可	130	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
21	都城川東線	66	2	260	130	熱容量	都城 → 川東	-19	—	—	可	130	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
22	都北分岐線	66	2	208	109	熱容量	都城 → 都北	-9	—	—	可	99	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
23	都城鷹尾線	66	2	294	154	熱容量	都城 → 鷹尾	-56	—	—	可	140	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
24	鷹尾若葉線	66	2	130	65	熱容量	鷹尾 → 若葉	-13	—	—	可	65	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
25	都城日南線	66	2	158	82	熱容量	都城 → 日南	-156	—	—	可	2	有り	対象	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約

[28 霧島、都城地区]

送電線 No	送電線名	電圧 (kV)	回線数	設備容量 (100%×回線数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量 制約要因	潮流方向	予想潮流 (MW)	空容量(MW)		N-1電制適用 可否	N-1電制 適用可能量 (MW)	平常時 出力制御 の可能性	平常時出力制御が必要となる設備		備考
									当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系等設備	
26	鉄肥分岐線	66	2	158	82	熱容量	都城 → 鉄肥	-96	—	—	可	62	有り	対象	変電所No.2(1)、送電線No.25	上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
27	田野分岐線	66	2	208	109	熱容量	南宮崎 → 田野	-82	—	—	可	99	有り	—	変電所No.1、送電線No.28	上位系(変電所No.1 南宮崎変電所系変)による制約
28	南宮崎青島線	66	2	102	58	熱容量	南宮崎 → 青島	-120	—	—	可	0	有り	対象	変電所No.1	上位系(変電所No.1 南宮崎変電所系変)による制約
29	加治木分岐線	66	2	294	154	熱容量	帖佐 → 加治木	-18	—	—	可	140	—	—	—	上位系(29 鹿児島地区)(送電線)No.3 鹿児島帖佐線)による制約
30	末吉1番線	22	1	16	16	熱容量	— → —	—	5	0	不可 #2	—	有り	—	変電所No.2(2)、送電線No.6-1	※1 上位系(変電所No.2(2) 都城変電所系変)による制約
31	折生迫	22	1	16	16	熱容量	— → —	—	2	0	不可 #2	—	有り	—	変電所No.1、送電線No.28	上位系(変電所No.1 南宮崎変電所系変)による制約
32	シンコー	22	1	16	16	熱容量	— → —	—	4	0	不可 #2	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1 上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
33	高崎	22	1	16	16	熱容量	— → —	—	5	0	不可 #2	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1 上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
34	鷹尾1番	22	1	16	16	熱容量	— → —	—	10	0	不可 #2	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1 上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
35	鷹尾2番	22	1	16	16	熱容量	— → —	—	5	0	不可 #2	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1 上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
36	北郷	22	1	16	16	熱容量	— → —	—	14	0	不可 #2	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1 上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
37	縄瀬	22	1	16	16	熱容量	— → —	—	7	0	不可 #2	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1 上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
38	横川1番線	22	1	16	16	熱容量	— → —	—	8	0	不可 #2	—	有り	—	変電所No.3-1、送電線No.11、送電線No.12	上位系(変電所No.3-1 霧島変電所系変)による制約
39	えびの1番線	22	1	16	16	熱容量	— → —	—	5	0	不可 #2	—	有り	—	変電所No.3-1、送電線No.11、送電線No.12	上位系(変電所No.3-1 霧島変電所系変)による制約

【留意事項】

- (1) 運用容量値は、電圧や系統安定度などの制約により、変わる場合があります。備考欄をご参照願います。
 ※1 1回線送電線(1バンク運用)のため1回線(1バンク)設備容量を記載
 ※2 3回線送電線(3バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し2回線(2バンク)分の容量を記載
 ※3 4回線送電線(4バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し3回線(3バンク)分の容量を記載
 ※4 5回線送電線(5バンク運用)のため1回線(1バンク)故障時を考慮し4回線(4バンク)分の容量を記載
 ※5 1回線(1バンク)故障時の電源抑制や系統切替を前提に時間を限定して使用できる設計上の熱容量を考慮
 ※6 ループ系統構成(電源線を含む)を考慮
- (2) 空容量は目安であり、系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、空容量が変更となる場合があります。
 (3) 原則として熱容量に基づく空容量を記載しております。その他の要因(電圧や系統安定度など)で連系制約が発生する場合があります。
 (4) N-1電制適用可否欄には、熱容量制約の解消を目的とした当該設備へのN-1電制の適用可否の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可否が変更となる場合があります。適用不可の場合の理由は以下のとおりです。
 #1 基幹系ループ系統のため
 #2 1回線送電線のため
 #3 1バンク変電所(分割運用等含む)のため
 #4 配電用変電所のため
 #5 安定度制約のため(制約が確認できているもの)
 #6 2回線送電線の分割運用等のため
- (5) N-1電制適用可能量欄には、熱容量制約の解消のため当該設備にN-1電制を適用した場合の適用可能量(上位系考慮なし)の目安を記載しております。系統接続の前には、接続検討のお申込みによる詳細検討が必要となります。その結果、適用可能量が変更となる場合があります。
 (6) 平常時出力制御が必要となる設備欄は、平常時出力制御が発生する可能性について、想定潮流の合理化の考え方*に基づいた将来の発電機出力・電力需要から想定し、当該設備を記載しております。
 * https://www.occto.or.jp/access/oshirase/2017/180330_souteichoryu_gourika_shiryou.html
 (7) 発電設備等が連系する変圧器によっては、別途バンク逆潮流対策が必要になる可能性があります。
 (8) 3年以内に増強した系統へ連系する場合は、空容量の範囲内であっても、増強工事費の一部を負担いただくことがあります。
 (9) 社会的に影響を与えることが懸念される重要施設への供給系統に関する情報や、電力供給契約が特定できるような第三者情報などについては、公開していません。
 (10) 個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電源線や専用線等であり、設備容量運用容量、N-1電制可否、N-1電制可能量を非公開とする設備は、備考欄に「◇」を記載しております。

〔28 霧島、都城地区〕

変電所 No	変電所名	電圧 (kV)		台数	設備容量 (100%×台数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量制約要因	予想潮流 (MW)	空容量(MW)		N-1電制適用可否	N-1電制適用可能量 (MW)	平常時出力制御の可能性	平常時出力制御が必要となりうる設備		備考
		一次	二次						当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系等設備	
1	南宮崎	220	66	2	475	296	熱容量	-333	—	—	可	0	有り	対象	—	
2(1)	都城	220	66	2	475	237	熱容量	-254	—	—	可	0	有り	対象	—	
2(2)	都城	220	110	2	285	178	熱容量	-194	—	—	可	91	有り	対象	—	
3(1)	霧島	220	66	3	653	508	熱容量	-567	—	—	可	86	有り	対象	—	※5
3(2)	霧島	66	6	2	57	57	熱容量	—	0	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.3(1)	上位系(変電所No.3(1)霧島変電所系変)による制約
4	細野	110	6	3	57	57	熱容量	—	6	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(2)、送電線No.6(2)	上位系(変電所No.2(2)都城変電所系変)による制約
5	高原	110	6	2	38	38	熱容量	—	0	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(2)、送電線No.6(2)	上位系(変電所No.2(2)都城変電所系変)による制約
6	末吉	110	6	3	57	57	熱容量	—	4	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(2)	上位系(変電所No.2(2)都城変電所系変)による制約
7(1)	えびの	66	22	1	19	19	熱容量	5	—	—	不可 #4	—	有り	—	変電所No.3(1)、送電線No.10、送電線No.12	上位系(変電所No.3(1)霧島変電所系変)による制約
7(2)	えびの	66	6	2	38	38	熱容量	—	1	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.3(1)、送電線No.10、送電線No.12	上位系(変電所No.3(1)霧島変電所系変)による制約
8	横川	66	6	3	66	66	熱容量	—	4	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.3(1)、送電線No.10、送電線No.11、送電線No.12	上位系(変電所No.3(1)霧島変電所系変)による制約
9	牧園	66	6	2	19	19	熱容量	—	0	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.3(1)、送電線No.12	上位系(変電所No.3(1)霧島変電所系変)による制約
10	加治木	66	6	2	38	38	熱容量	—	9	13	不可 #4	—	—	—	—	
11	隼人	66	6	3	57	57	熱容量	—	14	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.3(1)	上位系(変電所No.3(1)霧島変電所系変)による制約
12	国分	66	6	4	71	71	熱容量	—	1	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.3(1)	上位系(変電所No.3(1)霧島変電所系変)による制約
13(1)	志和池	66	22	1	19	19	熱容量	—	2	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1)都城変電所系変)による制約
13(2)	志和池	66	6	2	57	57	熱容量	—	0	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1)都城変電所系変)による制約
13(3)	志和池	66	22	1	19	19	熱容量	-20	—	—	不可 #4	—	有り	対象	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1)都城変電所系変)による制約
14	川東	66	6	3	66	66	熱容量	—	13	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1)都城変電所系変)による制約
15	都北	66	6	2	38	38	熱容量	—	11	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1)都城変電所系変)による制約
16(1)	鷹尾	66	22	1	19	19	熱容量	-17	—	—	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1)都城変電所系変)による制約
16(2)	鷹尾	66	6	3	66	66	熱容量	—	6	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1)都城変電所系変)による制約
17	若葉	66	6	2	57	57	熱容量	—	20	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	上位系(変電所No.2(1)都城変電所系変)による制約

[28 霧島、都城地区]

変電所 No	変電所名	電圧 (kV)		台数	設備容量 (100%×台数) (MW)	運用容量値 (MW)	運用容量制約要因	予想潮流 (MW)	空容量(MW)		N-1電制適用可否	N-1電制適用可能量 (MW)	平常時出力制御の可能性	平常時出力制御が必要となる設備		備考
		一次	二次						当該設備	上位系等考慮				当該設備	上位系等設備	
18	鉄肥	66	6	1	19	19	熱容量	—	10	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)、送電線No.25	上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
19	田野	66	6	2	38	38	熱容量	—	3	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.1、送電線No.28	上位系(変電所No.1 南宮崎変電所系変)による制約
20(1)	青島	66	22	1	9	9	熱容量	—	2	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.1、送電線No.28	上位系(変電所No.1 南宮崎変電所系変)による制約
20(2)	青島	66	6	3	66	66	熱容量	—	4	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.1、送電線No.28	上位系(変電所No.1 南宮崎変電所系変)による制約
21(1)	日南	66	22	1	19	19	熱容量	-5	—	—	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)、送電線No.25	上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
21(2)	日南	66	6	3	76	76	熱容量	—	17	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)、送電線No.25	上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
22	妙見	66	6	2	19	19	熱容量	—	2	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.3(1)	上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約
23	北郷	22	6	1	5	5	熱容量	—	3	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)、送電線No.25	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
24	折生迫	22	6	1	5	5	熱容量	—	0	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.1、送電線No.28	※1、上位系(変電所No.1 南宮崎変電所系変)による制約
25(1)	高崎1	22	6	1	5	5	熱容量	—	1	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
25(2)	高崎2	22	6	1	5	5	熱容量	—	2	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
26	庄内	22	6	1	5	5	熱容量	—	0	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
27	縄瀬	22	6	1	5	5	熱容量	—	1	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
28	北俣	22	6	1	5	5	熱容量	—	1	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
29	諏訪原	22	6	1	2	2	熱容量	—	1	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
30	今町	22	6	1	2	2	熱容量	—	0	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
31	岩満	22	6	1	5	5	熱容量	—	1	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
32	万ヶ塚	22	6	1	5	5	熱容量	—	2	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
33	江平	22	6	1	2	2	熱容量	—	0	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
34	丸谷	22	6	1	2	2	熱容量	—	1	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
35	関之尾	22	6	1	5	5	熱容量	—	1	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
36	菱刈	22	6	1	9	9	熱容量	—	1	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.3(1)、送電線No.10、送電線No.11、送電線No.12	※1、上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約
37	大井手	22	6	1	5	5	熱容量	—	0	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.2(1)	※1、上位系(変電所No.2(1) 都城変電所系変)による制約
38	末永	22	6	1	2	2	熱容量	—	1	0	不可 #4	—	有り	—	変電所No.3(1)、送電線No.10、送電線No.12	上位系(変電所No.3(1) 霧島変電所系変)による制約